

補正予算による事業

一般会計では、7億9,736万円の補正予算が成立しました。主なものは以下の通りです。

水道料金（基本料金）の減免 約2億4,900万円

物価高騰対策として国の交付金（約8,500万円）に独自財源（約1.6億円）をプラスして7月と8月検針の水道基本料金を無料とします。

この事業予算だけは、他の補正予算と切り離して本会議初日に議案の上程から採決までを行いました。その理由は、水道基本料金の減免は4か月続けて行っている最中であり、採決を本会議最終日とすると連続性が途切れることから、そのように変則的な議会対応となりました。

コミュニティセンター体育館 エアコン設置 約4億710万円

暑さ対策として6館全てが対象です。3館毎に入札を行っていきませんが、早ければ9月入札、10月から工事となり、工事期間は2ヶ月間を見えています。

財源は市債（＝借金）ですが、交付税措置のある有利なものを活用します。

保育施設への委託料と給付費 1億2,789万円

保育士の配置基準は国が決めます。昨年度は、3・4・5歳児で変わりました。

本年度は、1歳児に対して、配置基準はそのままですが、基準以上に改善している場合は、必要な費用をプラスして事業者に支払うことと変更になりました。

（仮称）こども専用図書館の インフレスライド 約3,152万円

工期の長い契約では、物価や労務単価の高騰が続いていることから、落札金額では事業者の収益が見込めない事態が発生します。そこで、国が定めた一定基準を満たした場合、事業者は請負代金額の変更を請求することができます。

今後、事業者と市のお互いが算出した額をもって協議に入ります。当初4億1,028万円を上限額として4億4,180万円へ変更しました。

斎場でのペットの火葬が変わります

令和4年度から行っていた斎場の改修工事が終了し、多くの市民から要望のあった「ペット」の単独火葬ができるようになりました。

それに合わせて、使用料が変わります。

単独での火葬	1体	15,000円（市内のみ）
合同での火葬	1体	3,000円（市内）
〃	〃	24,000円（市外）

単独火葬の場合、斎場職員が拾骨を行い、遺骨をお返しします。

また、これまでペットの大きさに制限がありましたでしたが、人の棺（200×60×50cm）に入る大きさまで対応可能です。

1日最大3回までの対応としていることから、事前に電話で日程調整の上、申し込みが必要です。

また、市内・市外で使用料が違うことから、本人確認ができる証明書等が必要となります。

8月1日スタートです。

ペットの単独火葬を行っている市は大阪府内で5つあり、市外の方もOKをしているのは1市のみです。

債券による基金の運用へ

本市にある18基金のトータル積み立て額は、令和5年度末（決算統計）に約369億円。

それぞれに用途目的があるとは言え、活用されことなく金融機関に預けられたままの額が一定あります。

実は、10年ほど前から取り組みを勧めてきました。そのきっかけとなったのは、監査委員をしたことで、塩漬け状態となっている基金のあり方を問題視しました。そこで、他自治体の運用を独自調査するに至りました。

その結果、債券等での運用を行っている事例があり、会計室には直接運用事例を確認していただくなど、連携してきました。

現在、金利上昇局面に入っていることから、他自治体にも取り組みが広がりつつあります。本市でも債券による基金運用がスタートします。

【本市の運用】

国債 50億円 一般担保付社債 20億円

予定利益	令和7年度	1億3,614万円
	令和8年度	1億5,229万円

議論は、「数百億円」の支出抑制です！

「公共施設のマネジメント」に対する外部監査が行われ、「学校を含む施設の将来計画」については主に以下の点が指摘がされました。

- ・教育委員会が首長部局と連携して、小中一貫教育の更なる充実を見据えた適正配置を検討すること
- ・全庁的な会議体において、まちづくりの観点を含めた小中学校の適正配置の方針を議論・実行すること

この考え方については、私が主張し提案してきた内容と同じです。そこで、外部監査の指摘を契機として今後の方針について改善への考えを本会議場で確認しました。

【平成28年度策定の計画】全ての公共施設の維持管理・更新費用を推計すると・・・

令和8年度までに521億円 令和18年度までに 1,294億円
今後40年間の総費用は、約1,900億円が必要と推計。

その後、公共施設毎の具体的なアクションプランを作成。

そのプランとは別に、新たな「ターミナル化計画」が作成され、先行実行。この計画の施設のほとんどは、平成28年度の計画時にはなかったことから、新たな費用として追加。
改めて、将来費用を推計すると・・・負担は増加。

令和14年度までに1,282億円 令和24年度までに1,901億円

近年の建築資材の高騰、労務単価の高騰を背景に、公共施設の維持・管理・更新費用は高騰中。

例えば、インフラに伴う工事費の変更の実績は、この3年間で約15%上昇。

建設工事費デフレーターと呼ばれる指標では、この5年間で20%の上昇。

それぞれの上昇率を、以前の計画の1,900億円に掛けると

「285億円から380億円の負担増」（これからもっと大きくなります）

つまり、最も優先すべきは、学校施設を含めた公共施設の再配置計画を作成し、実行することです。学校を中心とした歩いていける範囲に、必要な行政サービス機能も整備するまちづくりを提案しています。学校のあり方については、先延ばしされるほど、教育的観点だけでなく財政要素がプラスされることが懸念されます。そのような純粋な議論でなくなることは避けなければなりません。

公共施設に対する行政の不作为が、数百億円規模の支出増大となり、それは本来享受できるはずの市民サービスの損失と言い換えれます。「不作为」を放置することなく、これからも議会で取り組んでいきます。

議会の
しくみ

地方選挙で脚光を浴びた「二元代表制」

東京都議会議員選挙で、ある政治団体が演説で繰り返し言われたのが「二元代表制」です。

地方自治法では、「首長に執行権」「議会に議決権」を与え、それぞれの権限を均衡させることで独断専行を抑止することを目指しています。いわゆる、大統領制です。（例えば、予算の編成権と提案権は首長が持っています。ただし、議会の議決がなければ執行できないこととなっています。）

ですので、地方議会において「首長与党」「首長野党」という立ち位置があることが法の趣旨を逸脱していると言われる所以です。国会の議院内閣制と混同して、間違っって語られていることが多々あります。

さて、今の地方議会は、法に記された執行部のチェック機関、議事機関に留まらず、議会活動を通して様々な政策提案を行っています。その取捨選択の権利は首長にあります。議会は政策の形成・実施過程に参画する機能を発揮することで市民福祉の向上に努めています。この政策への参画自体が法に求められていないという説があるのであれば、実態社会にあった法改正に取り組むのが、政治家の本来の姿だと考えます。